

令和7年（2025年）3月

平塚市議会定例会議案（2）

議 案 目 次

ページ

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
議案第 8 号	平塚市文化公園会館の設置及び管理等に関する条例	1 1
議案第 9 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例	1 7
議案第 1 0 号	平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 1 1 号	平塚市特別職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 1 2 号	平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 1 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例	2 9
議案第 1 4 号	平塚市営住宅条例の一部を改正する条例	3 7
議案第 1 5 号	平塚市の福社会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 1 6 号	平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4 3
議案第 1 7 号	平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	4 5
議案第 1 8 号	重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	4 7
議案第 1 9 号	平塚市都市公園条例の一部を改正する条例	4 9

議案第20号	平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例	51
議案第21号	平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第22号	工事請負契約の締結について 〔なぎさふれあいセンター改修工事（建築）〕	55
議案第23号	工事請負契約の締結について 〔なぎさふれあいセンター改修工事（電気）〕	57
議案第24号	工事請負契約の締結について 〔なぎさふれあいセンター改修工事（機械）〕	59
議案第25号	令和7年度平塚市一般会計予算	別冊
議案第26号	同 競輪事業特別会計予算	別冊
議案第27号	同 国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議案第28号	同 水産物地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
議案第29号	同 介護保険事業特別会計予算	別冊
議案第30号	同 後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議案第31号	同 病院事業会計予算	別冊
議案第32号	同 下水道事業会計予算	別冊

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙 1

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年11月15日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和5年10月20日(金)午後1時30分頃、収集業務課職員の運転する塵芥^{じんがい}車が平塚市出縄600番地付近の農道において丁字路を右折しようとした際、右方向から左折してきた相手方車両の右前部と市車両の右側面が接触し、これを破損させたものです。

これは、当方運転員の安全確認が十分でなかったことにも原因があり、本市において相手方の損害のうち、市の過失責任分を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金(車両全損時価) 43,000円

3 賠償の相手方

平塚市出縄 [REDACTED]
[REDACTED]

4 支払方法

賠償金は、平塚市出縄 [REDACTED] [REDACTED] に支払う。

別 紙 2

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成11年2月22日議会の議決により指定された損害賠償について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年12月12日

平塚市長 落 合 克 宏

別 紙

1 賠償の理由

令和6年8月9日（金）、こども家庭課窓口において、同課職員が特別児童扶養手当の所得制限に関する相談を受けた際、相手方世帯の所得情報を見誤り、手当の対象であると説明したことにより、相手方は申請に必要な書類を取得したが、実際には対象外であったため、相手方に損害を与えたものです。

これは、本市職員の事務処理に誤りがあったことが原因であり、本市において相手方の損害を賠償するものです。

2 賠償の金額

賠償金 23,329円

3 賠償の相手方

市内在住者

4 支払方法

賠償金は、賠償の相手方に支払う。

平塚市文化公園会館の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平塚市文化公園会館（以下「会館」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、働く市民の福祉の増進及び教養文化の向上に資すること、青少年に交流と活動の場を提供し、心身ともに健全な青少年の育成を図ること並びに本市の学校に勤務する教職員及び教育関係団体の研修、研究等の用に供し、教育の振興に寄与することを目的として、会館を設置する。

2 会館の位置は、次のとおりとする。

平塚市浅間町12番41号

(利用承認)

第3条 会館を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申し込み、その承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。

(利用制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、利用承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 会館の施設及び附属設備その他器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。
- (6) その他その利用が不相当と認められるとき。

(利用条件)

第5条 市長は、利用承認をする場合において管理上必要な条件を付けることができる。

(承認目的以外の利用禁止)

第6条 利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その利用承認を取り消し、利用条件を変更し、又はその利用を停止することができる。この場合において、これらの処分によって生じた損害に対しては、本市は、その責任を負わない。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第5条の規定による利用条件に違反したとき。
- (3) 前条の規定に違反したとき。
- (4) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) 定められた期日までに使用料を納付しなかったとき。
- (6) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定による申込み又は届出等に虚偽又は不正があったとき。

(入館制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、会館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 次条の規定に違反した者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第9条 会館に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用目的以外に施設及び附属設備その他器具等を利用しないこと。
- (2) 許可なく附属設備その他器具等を会館外に持ち出さないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく施設及び附属設備その他器具等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (7) 係員の指示に従うこと。

(8) その他管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(特別設備の設置等)

第10条 会館の利用に当たっては、特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることはできない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第11条 利用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えた場合には、利用後、直ちに原状に復さなければならない。第7条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止された場合（同条第4号の規定による場合を除く。）も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合には、市長が利用者に代わってこれを執行する。この場合において、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(入館者の損害賠償義務)

第12条 入館者は、会館の施設及び附属設備その他器具等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 会館の利用（利用承認に基づくものに限る。）については、使用料を徴収する。

2 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

3 使用料は、利用承認を受けるときに納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その指示するところにより納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 公用又は公益のために利用する場合その他の市長が特に認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 第7条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したとき（同条第4号の規定によるときを除く。）。

(3) 利用期日前3日までに利用の取消しを届け出て、市長が正当な理由があると認めたとき。

2 第7条第4号に該当する場合に同条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止したときは、前項の規定にかかわらず、市長は、既納の使用料を還付しなければならない。

(管理上の入室)

第16条 利用者は、係員が管理上の必要により入室を要求した場合には、これを拒むことができない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条の規定による利用承認及び第13条の規定による使用料の納付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 平塚市勤労会館の設置及び管理等に関する条例（昭和55年条例第1号）

(2) 平塚市青少年会館の設置及び管理等に関する条例（平成2年条例第2号）

(3) 平塚市教育会館の設置及び管理等に関する条例（昭和55年条例第2号）

別表（第13条関係）

施設名	使用料
A1会議室	利用時間の区分ごとに700円
A2会議室	利用時間の区分ごとに500円
B1会議室	利用時間の区分ごとに400円
B2会議室	利用時間の区分ごとに500円
C会議室	利用時間の区分ごとに700円
大会議室	利用時間の区分ごとに1,800円

備考 利用時間の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午前9時から午前11時まで
- (2) 午前11時から午後1時まで
- (3) 午後1時から午後3時まで
- (4) 午後3時から午後5時まで
- (5) 午後5時から午後7時まで
- (6) 午後7時から午後9時まで

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合克宏

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例

(平塚市職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 平塚市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

(平塚市一般職員の給与に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 平塚市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）第18条の2第3号及び第4号並びに第18条の3第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 平塚市職員の退職手当に関する条例（昭和29年条例第20号）第11条第1項第1号及び第5項第2号、第12条の見出し及び同条第1項第1号、第13条第1項第1号並びに第15条第4項
- (3) 平塚市地方卸売市場業務条例（昭和47年条例第32号）第7条の3第2号、第13条第1号及び第21条第1項第2号
- (4) 平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和26年条例第35号）第2条第2項第1号及び第3条第2項第3号

(平塚市まちづくり条例の一部改正)

第3条 平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第70条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(平塚市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 平塚市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例に

よることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第６条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（平塚市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第７条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第１号の規定による改正後の平塚市一般職員の給与に関する条例第１８条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（平塚市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第８条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第２条第２号の規定による改正後の平塚市職員の退職手当に関する条例第１１条第１項及び第５項、第１２条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１５条第４項並びに平塚市職員の退職手当に関する条例第１５条第３

項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

第9条 第5条から前条までに定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和32年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び同項第3号」を「並びに同項第2号及び第3号」に、「（規則」を「のうち規則」に、「限る。）」を「限る。」に改める。

第7条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市特別職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償
等に関する条例の一部を改正する条例

(平塚市特別職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 平塚市特別職員の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「99万7,000円」を「102万1,000円」に改め、同条第2号中「82万9,000円」を「84万9,000円」に改め、同条第3号中「72万6,000円」を「74万4,000円」に改め、同条第4号中「61万2,000円」を「62万7,000円」に改め、同条第5号中「75万3,000円」を「77万1,000円」に、「97万1,000円」を「99万5,000円」に改める。

第4条の2中「及び通勤手当」を削り、「平塚市一般職員の例による」を「給料の月額に平塚市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）第8条第2項に規定する割合を乗じて得た額とする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第4条の3 通勤手当の月額は、平塚市一般職員の例による。

第7条中「外」を「ほか」に改め、「（昭和26年条例第28号）」を削る。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「61万5,000円」を「63万円」に、「54万円」を「55万3,000円」に、「50万2,000円」を「51万4,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の平塚市特別職員の給与に関する条例第4条の2の規定の適用については、同条中「平塚市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）第8条第2項に規定する割合」とあるのは、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間は「100分の10」と、同年4月1日から令和9年3月31日までの間は「100分の11」とする。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合 克 宏

平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平塚市一般職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「（以下「扶養親族たる配偶者」という。）」については7,800円とし、同項第2号に該当する扶養親族」を削り、「1万円」を「1万3,000円」に、「同項第3号から第6号まで」を「同項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる父母等」という。）」を削り、同項ただし書及び同条第4項を削り、同条第5項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「、前2項」を「、前項」に、「特定期間に」を「当該期間に」に、「を前2項」を「を同項」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を削る。

第8条の2第2項中「100分の10」を「100分の12」に改め、同条を第8条とする。

第8条の3を第8条の2とする。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第19条第3項中「及び扶養手当」を削り、「並びにこれら」を「及びこれ」に改める。

第19条の3中「、第8条及び第8条の3」を削る。

第21条の次に次の1条を加える。

(給与からの控除)

第21条の2 法律により特に認められた場合のほか、市長は、職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものについて控除することができる。

- (1) 平塚市職員共済会（以下「共済会」という。）の会費
- (2) 共済会の貸付金の返済金及びその利息
- (3) 共済会の行う福利厚生事業に係る購買代金
- (4) 共済会の団体取扱契約に係る生命保険及び簡易生命保険の保険料
- (5) 神奈川県市町村職員共済組合の共済貯金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (6) 自治労平塚市役所職員労働組合（以下「職員労働組合」という。）の組合費
- (7) 職員労働組合が扱う中央労働金庫の預金並びに貸付金の返済金及びその利息
- (8) 前各号に掲げるもののほか、職員が自らの給与から控除されることを希望してその申出をしたもので任命権者が認めたもの

附則に次の1項を加える。

- 19 当分の間、第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の12」とあるのは、「100分の16」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(平塚市一般職員の給与の控除に関する条例の廃止)

- 2 平塚市一般職員の給与の控除に関する条例（昭和40年条例第29号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の第7条の規定の適用については、同条第2項中「次に掲げる者で」とあるのは「次に掲げる者又は配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）で、」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「とし、配偶者である扶養親族については3,000円とする」とする。
- 4 この条例の施行の日以後に暫定再任用職員（平塚市職員の定年等に関する条例等の一

部を改正する等の条例（令和４年条例第２５号。以下この項において「令和４年改正定年条例」という。）附則第２１項に規定する暫定再任用職員をいう。）又は暫定再任用短時間勤務職員（令和４年改正定年条例附則第２０項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。）に対して支給する手当に係る令和４年改正定年条例附則第２４項の規定の適用については、同項中「新給与条例」とあるのは、「平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和７年条例第 号）による改正後の平塚市一般職員の給与に関する条例」とする。

５ この条例の施行の際現に附則第２項の規定による廃止前の平塚市一般職員の給与の控除に関する条例第２条第１号から第７号までの規定により給与から控除しているものは、この条例による改正後の平塚市一般職員の給与に関する条例第２１条の２第１号から第７号までの規定により給与から控除しているものとみなす。

６ 前３項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

７ 平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２３年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「第８条、第８条の３」を「第８条の２」に改め、同条第３項中「第８条及び第８条の３」を「及び第８条の２」に改める。

（平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

８ 平塚市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２２条中「第８条及び第８条の３」を「及び第８条の２」に改める。

令和７年２月１４日提出

平塚市長 落 合 克 宏

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、弁護士、医師その他高度の専門的な知識及び経験を有する者で市長が認めたものを、その職に必要な資格又は知識及び経験を有する者と任命権者が認めて特別職の職員（報酬の額が日額で定められているものに限る。）に任命し、又は委嘱した場合には、その者の報酬の額は、日額20,800円とする。ただし、当該額が別表に掲げる報酬の額よりも低い場合にあっては、当該別表に掲げる報酬の額とする。

別表を次のように改める。

別表（第1条、第3条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
選挙管理委員会委員長	月額 55,600円	平塚市旅費支給条例別表中特号の者に支給する額相当額
選挙管理委員会委員	月額 48,000円	同上
公平委員会委員長	日額 15,300円	同上
公平委員会委員	日額 13,800円	同上
教育委員会委員	月額 148,100円	同上
識見を有する者から選任された監査委員	月額 160,600円	同上
議会の議員の中から選任された監査委員	月額 53,100円	同上
固定資産評価審査委員会委員	日額 11,500円	同上
農業委員会会長	月額 54,000円	同上
農業委員会会長代理	月額 46,900円	同上
農業委員会委員	月額 35,300円	同上
農地利用最適化推進委員	月額 35,300円	同上
顧問（美術館特別館長）	月額 608,700円	同上
国民健康保険運営協議会委員	日額 11,500円	平塚市旅費支給条例別表中1号の者に支給する額相当額
病院運営審議会委員	日額 11,500円	同上
民生委員推薦会委員	日額 11,500円	同上
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	日額 18,800円	同上
介護認定審査会委員	日額 18,800円	同上
建築審査会委員	日額 15,600円	同上

開発審査会委員	日額 15,600円	同上
開発事業紛争調停委員会委員	日額 15,600円	同上
景観審議会委員	日額 15,600円	同上
市民病院倫理委員会委員	日額 11,500円	同上
臨時補充の選挙管理委員補充員	日額 11,500円	同上
土地区画整理審議会委員	日額 11,500円	平塚市旅費支給条例別表中2号の者に支給する額相当額
土地区画整理評価員	日額 11,500円	同上
防災会議委員	日額 11,500円	同上
防災会議専門委員	日額 11,500円	同上
地震災害警戒本部員	日額 11,500円	同上
国民保護協議会委員	日額 11,500円	同上
総合計画審議会委員	日額 11,500円	同上
環境審議会委員	日額 11,500円	同上
都市計画審議会委員	日額 11,500円	同上
都市計画審議会臨時委員	日額 11,500円	同上
住居表示審議会委員	日額 11,500円	同上
住居表示審議会臨時委員	日額 11,500円	同上
情報公開審査会委員	日額 11,500円	同上
個人情報保護審査会委員	日額 11,500円	同上
特別職報酬等審議会委員	日額 11,500円	同上
退職手当審査会委員	日額 11,500円	同上
公務災害等審議会委員	日額 11,500円	同上
市民活動推進委員会委員	日額 11,500円	同上
公務災害補償等審査会委員	日額 11,500円	同上
災害弔慰金等審査委員会委員	日額 11,500円	同上
介護保険運営協議会委員	日額 11,500円	同上

廃棄物対策審議会委員	日額 11,500円	同上
地方卸売市場運営審議会委員	日額 11,500円	同上
青少年問題協議会委員	日額 11,500円	同上
青少年問題協議会専門委員	日額 11,500円	同上
市営住宅運営審議会委員	日額 11,500円	同上
下水道運営審議会委員	日額 11,500円	同上
社会教育委員	日額 11,500円	同上
文化財保護委員	日額 11,500円	同上
スポーツ推進審議会委員	日額 11,500円	同上
顧問（地区公民館長）	月額 59,500円	同上
図書館協議会委員	日額 11,500円	同上
博物館協議会委員	日額 11,500円	同上
美術館協議会委員	日額 11,500円	同上
行政改革推進委員会委員	日額 11,500円	同上
行政改革推進委員会臨時委員	日額 11,500円	同上
ネーミングライツパートナー選考委員会委員	日額 11,500円	同上
指定管理者選定等委員会委員	日額 17,400円	同上
行政不服審査会委員	日額 11,500円	同上
法務専門員	日額 33,300円	同上
入札監視委員会委員	日額 15,600円	同上
協働事業審査会委員	日額 11,500円	同上
市民活動推進補助金審査会委員	日額 11,500円	同上
ひらつか男女共同参画推進協議会委員	日額 11,500円	同上
人権施策推進協議会委員	日額 11,500円	同上
いじめ問題再調査会委員	日額 11,500円	同上
自殺対策会議委員	日額 11,500円	同上

地域福祉計画策定委員会委員	日額 11,500円	同上
成年後見制度利用促進協議会委員	日額 11,500円	同上
地域包括支援センター運営協議会委員	日額 11,500円	同上
養護老人ホーム入所判定委員会委員	日額 11,500円	同上
在宅医療介護連携推進協議会委員	日額 11,500円	同上
地域密着型サービス事業者等選考委員会委員	日額 11,500円	同上
特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会委員	日額 11,500円	同上
子ども・子育て会議委員	日額 11,500円	同上
子どもの生活習慣病予防対策委員会委員	日額 11,500円	同上
市民健康づくり推進協議会委員	日額 11,500円	同上
予防接種健康被害調査委員会委員	日額 11,500円	同上
食育推進会議委員	日額 11,500円	同上
空家等対策協議会委員	日額 11,500円	同上
地域公共交通活性化協議会委員	日額 11,500円	同上
公募対象公園施設設置等予定者選定委員会委員	日額 11,500円	同上
市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会委員	日額 11,500円	同上
市立小学校及び中学校通学区域	日額 11,500円	同上

再編成委員会委員		
心臓疾患判定委員会委員	日額 40,100円	同上
腎臓疾患判定委員会委員	日額 40,100円	同上
結核対策委員会委員	日額 40,100円	同上
市立学校における教職員転落事故 検証委員会委員	日額 11,500円	同上
市立学校事故・事件等調査委員 会委員	日額 11,500円	同上
いじめ問題対策調査会委員	日額 11,500円	同上
学校運営協議会委員	日額 2,000円	同上
教育支援委員会委員	日額 11,500円	同上
美術品選定評価委員会委員	日額 15,300円	同上
選挙長	日額 20,700円 (ただし、従事時間が4時間未満の場合は2分の1の額)	予算の範囲内において別に定める。
選挙長職務代理者	日額 20,700円 (ただし、従事時間が4時間未満の場合は2分の1の額)	同上
投票・開票管理者	日額 20,700円 (ただし、従事時間が4時間未満の場合は2分の1の額)	同上
期日前投票管理者	日額 18,200円	同上
投票・開票管理者職務代理者	日額 20,700円 (ただし、従事時間が4時間未満の場合は2分の1の額)	同上

	の額)	
期日前投票管理者職務代理者	日額 18,200円	同上
選挙・開票立会人	日額 13,100円 (ただし、従事時間が4時間未満の場合は2分の1の額)	同上
投票立会人	日額13,100円を超えない範囲内において平塚市選挙管理委員会が定める額	同上
期日前投票立会人	日額11,500円を超えない範囲内において平塚市選挙管理委員会が定める額	同上
嘱託医(校医、薬剤師を含む。)	予算の範囲内において別に定める額	同上
嘱託員、調査員、審査員、指導員、研究員、連絡員、協力員及びこれらに準ずる者	同上	同上

(平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部改正)

第2条 平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中「83,800円」を「85,800円」に、「73,500円」を「75,300円」に、「61,700円」を「63,200円」に、「51,800円」を「53,000円」に、「46,400円」を「47,500円」に、「40,500円」を「41,500円」に、「36,500円」を「37,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市営住宅条例の一部を改正する条例

平塚市営住宅条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第54条第2項中「市営住宅1戸につき1件限りとする」を「市営住宅ごとに市長が別に定める台数まですることができる」に改める。

第56条第5項ただし書中「特別な理由があると」を削る。

別表第1中

「

出縄中谷戸住宅	平塚市出縄437番地
コンフォール平塚住宅	平塚市浅間町11番街区

」

を

「

出縄中谷戸住宅	平塚市出縄437番地
---------	------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高齢者及び障害者等の福祉の増進と」を「地域共生社会を推進し、市民の福祉及び健康の増進並びに」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 平塚市福祉会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人福祉センターの運営に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援に関する事。
- (3) 各種福祉相談に関する事。
- (4) 市民相互の交流促進に関する事。
- (5) 健康増進に関する事。
- (6) 福祉奉仕活動の場の提供に関する事。
- (7) 権利擁護に関する事。
- (8) その他市長が必要と認める事業

第3条に次の1項を加える。

3 平塚市西部福祉会館は、前項第1号から第5号までに掲げる事業のほか、市長が必要と認める事業を行う。

第8条第1項中「福祉会館」を「平塚市福祉会館」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 毎月第1日曜日、第3日曜日及び第5日曜日（浴場にあつては、毎週日曜日）

第8条第2項中「前項本文の規定にかかわらず、」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 毎週水曜日

第8条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前2項に規定する日に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

第9条第1項中「福祉会館」を「平塚市福祉会館」に、「午前9時から午後4時ま

で」を「次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「午前9時から午後9時まで」を「午前9時から午後9時まで。ただし、毎月第2日曜日及び第4日曜日は、午前9時から午後5時までとする。」に改め、同項第3号を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 平塚市西部福祉会館の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 会議室その他の集会室及び多目的ホール 午前9時から午後9時まで
- (2) 浴場 午前10時から午後3時まで
- (3) 地域子育て支援拠点 午前10時から午後4時まで

第10条を次のように改める。

(利用できる者)

第10条 福祉会館を利用できる者は、市内に居住する者及びその付添人並びに市内の福祉団体及び福祉関係者とする。ただし、次の各号に掲げる施設にあっては、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 浴場 市内に居住する60歳以上の者及び障害者等並びにそれらの付添人
- (2) 地域子育て支援拠点 市内に居住する未就学児及びその保護者

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、福祉会館を利用することができる。

第12条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。

第17条の見出し中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条第1項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

第2条 平塚市の福祉会館の設置及び管理等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「平塚市西部福祉会館」を「平塚市南部福祉会館及び平塚市西部福祉会館」に改める。

第8条第1項第2号中「休日」の次に「(次項において「休日」という。)」を加

え、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 平塚市南部福祉会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎週月曜日。ただし、当該月曜日が休日に当たるときは、当該月曜日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 平塚市南部福祉会館の利用時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 会議室その他の集会室及び体育館 午前9時から午後9時まで

(2) 機能回復訓練用プール 午前9時30分から午後4時30分まで

(3) 地域子育て支援拠点 午前10時から午後4時まで

第10条第1項第1号中「浴場」の次に「及び機能回復訓練用プール」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 体育館 市内の団体であつて、市長が別に定める基準に該当するもの

第17条第1項及び第2項中「及び機能回復訓練用プール」を「、機能回復訓練用プール及び体育館」に改める。

別表中「及び機能回復訓練用プール」を「、機能回復訓練用プール及び体育館の」に改め、同表に次のように加える。

体育館	1時間当たり 200円以内
-----	---------------

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平塚栗原ホームの設置及び管理等に関する条例の一部改正)

2 平塚栗原ホームの設置及び管理等に関する条例(平成27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正)

- 3 平塚市立公民館の設置及び管理等に関する条例（昭和41年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

平塚市立花水公民館
平塚市立旭南公民館

」

を

「

平塚市立旭南公民館

」

に改める。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第
19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例（令和元年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第3条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第4条中「法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の支給決定に係る障害児であつて」を削り、「有するもの」を「有する障害児」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「在宅の」を削る。

第3条第1項を次のように改める。

この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）

は、重度障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）により本市が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（平塚市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第2号）第3条の規定により本市が保険料を徴収する者に限る。）
- (3) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、次のいずれかに該当する者
 - ア 規則で定める医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。次条において同じ。）又は被扶養者
 - イ 国民健康保険法により国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者

第3条第2項第2号中「その他」を「前号に掲げるもののほか」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 65歳以上の者（65歳に達する日前から引き続き重度障害者である者を除く。）

第4条中「医療保険各法の規定により」を「国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は前条第1項第3号アに規定する医療保険各法（以下この条において「医療保険各法等」という。）の規定により」に、「又は医療保険各法」を「又は医療保険各法等」に、「医療保険各法の規定によつて」を「医療保険各法等の規定によつて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第1項に規定する対象者であ

って65歳以上の者に対する医療費の助成については、その者が引き続き同項に規定する対象者である間は、この条例による改正後の第3条第2項第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合克宏

平塚市都市公園条例の一部を改正する条例

平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例

平塚市屋外広告物条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「、規則で定めるところにより」を削る。

第15条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（点検義務等）

第15条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、規則で定める資格を有する者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件にあつては、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者が当該広告物又は掲出物件の点検をすることをもって、同項の規定による点検に代えることができる。

3 第3条第2項の規定による申請（現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合の申請に限る。）又は第11条第3項の申請をする者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による点検又は当該点検に代えて行われた前項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。

第16条第2項中「特定広告物安全管理者」を「特定屋外広告物安全管理者」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 令和10年6月30日までの間、屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、若しくは広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者であつて、この条例による改正後の第15条の2第1項の規定による点検をさせるものは、同項の規定にかかわらず、当該者が当該広告物又は掲出物件の点検をすることをもって、同項の規

定による点検に代えることができる。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合 克 宏

平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日又は休日に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の2を削る。

第25条の見出し中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「、第7条」及び「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条」を削る。

第26条中「、第14条及び第17条」を「及び第14条」に、「特定任期付職員」を「平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年条例第1号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」に改める。

第27条を第28条とし、第26条の次に次の1条を加える。

（任期付短時間勤務職員についての適用除外）

第27条 第4条、第5条、第7条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は平塚市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対して支給する手当に係る平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第28号）附則第2項の規定の適用

については、同項中「この条例」とあるのは、「平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）」とする。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

工事請負契約の締結について

なぎさふれあいセンター改修工事（建築）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合 克宏

- 1 契約金額 330,407,000円
- 2 契約の相手方 成瀬産業株式会社
平塚市宮松町13番1号
代表取締役 成瀬 正憲

工事請負契約の締結について

なぎさふれあいセンター改修工事（電気）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落合 克 宏

- 1 契 約 金 額 350,900,000円
- 2 契約の相手方 株式会社弘立
平塚市大神二丁目17番32号
代表取締役 又城 達起

工事請負契約の締結について

なぎさふれあいセンター改修工事（機械）につき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和7年2月14日提出

平塚市長 落 合 克 宏

- 1 契 約 金 額 368,500,000円
- 2 契約の相手方 株式会社下田商会
 平塚市四之宮二丁目3番72号
 代表取締役 下山田 勇樹

